

1. 森林の適正な整備・保全の推進

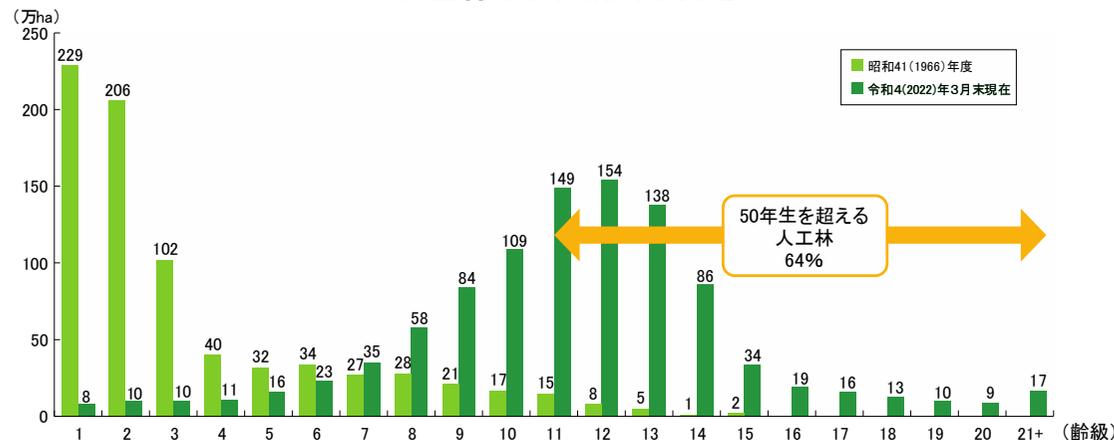


(1) 我が国の森林の状況と多面的機能

森林の多面的機能がSDGsや2050年カーボンニュートラル等の目標達成、GXの実現、国土強靱化に寄与

- 森林面積は国土面積の約3分の2。このうち約4割を占める人工林は、約6割が50年生を超え、本格的な利用期
- 森林蓄積は人工林を中心に年々増加し、2022年3月末時点で約56億m³。森林は、山地災害の防止、水源涵養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を通じて、国民生活・国民経済に貢献
- 森林の多面的機能がSDGsや2050年カーボンニュートラルの目標達成に寄与。木材を建築物等で利用することで炭素が長期間貯蔵されることも期待
- クリーンエネルギー中心の産業構造・社会構造に転換する「グリーントランスフォーメーション（GX）」の実現に向けて、吸収源の機能強化と森林由来素材を活かしたイノベーションを促進
- 災害に対する国土の強靱化に向けて、きめ細かな治山ダム配置等による土砂流出の抑制や再造林の確実な実施等を行うことで、森林の国土保全機能の維持・発揮を推進

人工林の齢級構成の変化



注：「齢級」は、林齢を5年の幅でくくった単位。苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を1齢級と数える。
資料：林野庁「森林資源の現況」（2022年3月31日現在）、林野庁「日本の森林資源」（1968年4月）

(2) 森林の適正な整備・保全のための森林計画制度

全国森林計画等により、森林の整備・保全を計画的に推進

- 「森林・林業基本計画」（2021年6月閣議決定）では、森林の整備・保全や林業・木材産業等の事業活動等の指針とするための「森林の有する多面的機能の発揮」並びに「林産物の供給及び利用」に関する目標や、森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を規定
- 森林法に基づく全国森林計画（2023年10月閣議決定）や、地域森林計画、市町村森林整備計画等により、森林の整備・保全を計画的に推進

(3) 研究・技術開発及び普及の推進

林業イノベーションを推進するため、「森ハブ・プラットフォーム」を開設

- 「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」において、造林等の低コスト化、気候変動への対応、CLTの利活用技術の開発等、研究・技術開発における対応方向等を明確化
- 「林業イノベーション現場実装推進プログラム」（2019年12月策定、2022年7月アップデート）を踏まえて、林業イノベーションを推進するために必要な組織・人材・情報が集まる場として、2023年9月に「森ハブ・プラットフォーム」を開設し、事業者間のマッチング等を推進
- 「みどりの食料システム戦略」（2021年5月農林水産省策定）では、エリートツリー等の開発・普及、自動化林業機械の開発等を推進
- 林業普及指導員は技術・知識の普及、施業等に関する指導等を実施
- 森林・林業に関する専門知識・技術を有し、地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村の森林行政を技術的に支援する人材として、「森林総合監理士（フォレスター）」を育成。2024年3月末時点で1,686名が登録



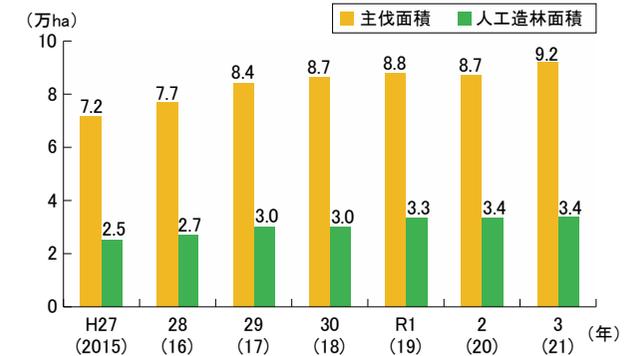
2. 森林整備の動向

(1) 森林整備の推進状況

森林の多面的機能の発揮に向け、間伐や再造林等の森林整備を推進

- 森林の多面的機能の発揮に向け、間伐や主伐後の再造林等の森林整備を着実に行うことが必要。また、自然条件等に応じて針広混交林化を図るなど、多様で健全な森林への誘導も必要
- 2030年度の森林吸収量目標約2.7%（2013年度総排出量比）の達成や、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、森林吸収量の確保・強化が必要。他方、二酸化炭素吸収量は減少傾向にあり、主伐後の再造林が進んでいないことも課題
- 森林所有者等による間伐、再造林、路網整備等を森林整備事業により支援
- 適正な森林施業を確保するため、伐採造林届出制度を運用
- また、再造林の推進に向けて、都道府県や市町村における造林適地の選定を促進

主伐面積と人工造林面積の推移



注：「主伐面積」のうち民有林については、林野庁「木材需給表」の木材供給量のうち国内生産量を基に推計した。

資料：「主伐面積」のうち、民有林は林野庁計画課調べ、国有林は林野庁「国有林野事業統計表」及び林野庁業務課調べ。「人工造林面積」は林野庁整備課・業務課調べ。

(2) 優良種苗の安定的な供給

吸収量の向上、育林の効率化等に向け、成長に優れた種苗の供給を推進

- 我が国における2022年度の苗木の生産量は、約6,700万本。再造林を推進するため、苗木の安定供給が一層重要
- 成長に優れたエリートツリー等について、成長量、材質、花粉量が一定の基準を満たすものを特定母樹として、538種類（2024年3月）を指定。特定母樹を増殖する事業者の認定や採種園・採穂園の整備を推進

特定母樹の指定状況

育種基本区	特定母樹の種類				計
	スギ	ヒノキ	カラマツ	トドマツ	
北海道				3	35
東北	106			23	129
関東	89	48		72	209
関西	71	50			121
九州	39	5			44
計	305	103	98	32	538

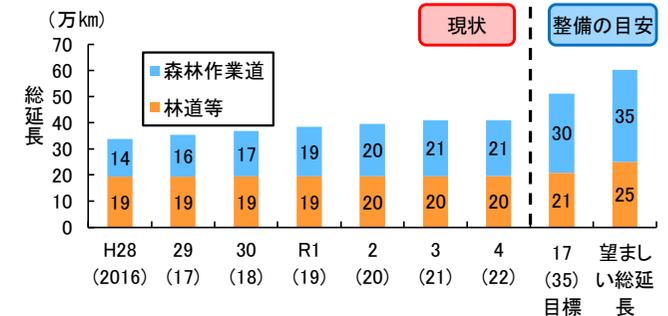
注：2024年3月末現在。
資料：林野庁研究指導課調べ。

(3) 路網の整備

森林整備の基盤となる路網の整備や路網の強靱化・長寿命化を推進

- 効率的な森林施業や木材の安定供給に対応した林道など、森林整備の基盤となる路網整備を推進
- 山地災害の激甚化や走行車両の大型化に対応するため、路網の強靱化・長寿命化を推進

林内路網の現状と整備の目安



注：林道等には、「主として木材輸送トラックが走行する作業道」を含む。
資料：「現状」は林野庁整備課調べ。「整備の目安」は「森林・林業基本計画」（2021年6月閣議決定）の参考資料。

(4) 森林経営管理制度及び森林環境税・森林環境譲与税

森林経営管理制度による経営管理の受委託や森林環境譲与税の活用額は年々増加

森林経営管理制度

- 森林経営管理制度は、森林所有者自らでは森林の経営管理を行うことができない場合に、市町村が森林所有者から経営管理を受託し、林業経営に適した森林は地域の民間事業者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する仕組み
- 2022年度末までに、1,070市町村において、約81万haの意向調査が実施。回答があったもののうち、約4割について市町村への委託希望あり
- また、累計で337市町村が、森林所有者から経営管理を受託する経営管理権集積計画を策定（2022年度末 15,658ha）。70市町村が、林業経営者に再委託する経営管理実施権配分計画を策定（2022年度末 2,150ha）。いずれの面積も、前年度末から約1.7～2倍に増加
- このほか、民間事業者へあつせん、協定の締結、独自補助の活用等といった、集積計画によらない手法もあわせて、市町村への委託希望のうち、約6割で森林整備につながる動き

森林環境税・森林環境譲与税

- 2019年3月に森林環境税及び森林環境譲与税が創設。森林環境譲与税については、森林経営管理制度の導入に合わせて2019年度から市町村及び都道府県への譲与開始、森林環境税は2024年度から課税
- 森林環境譲与税の譲与額は段階的に引き上げられ、2023年度は500億円。活用額は年々増加してきており、2023年度の活用予定は537億円。間伐等の森林整備面積が2022年度は初年度の約7倍となるとともに、上下流などの地方公共団体間の連携による取組も進展
- 譲与基準について、2024年度から私有林人工林面積の譲与割合を55/100（現行：5/10）、人口の譲与割合を25/100（現行：3/10）とする見直しを実施

市町村に対する支援

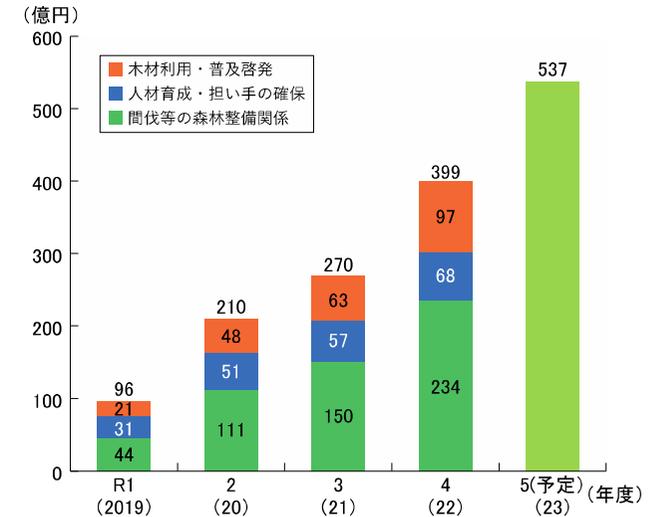
- 国は地域林政アドバイザーの活用推進等により市町村の体制整備を支援

(5) 社会全体で支える森林づくり

多様な主体による森林づくりや、森林分野のクレジット化等の取組を推進

- 「第73回全国植樹祭」は岩手県、「第46回全国育樹祭」は茨城県で開催
- 「森林×脱炭素チャレンジ」により、カーボンニュートラルへの貢献等の視点から企業等による森林づくりを促進
- J-クレジット制度における森林管理プロジェクトのクレジット認証量は62.6万CO₂トン（2024年3月時点）となり、昨年度より44.8万CO₂トン増加の大幅な伸び
- 身近な森林を活用した森林環境教育に取り組む保育所等が増加

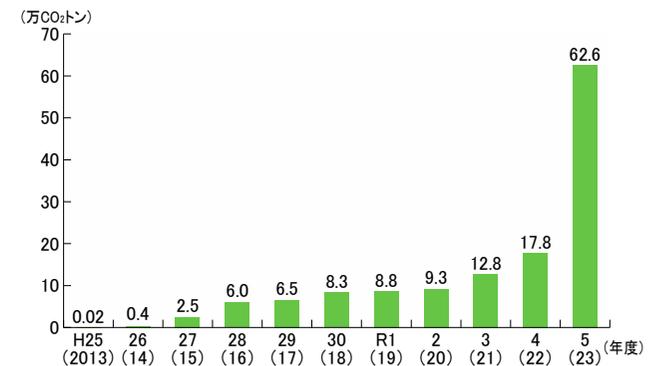
市町村及び都道府県における森林環境譲与税の活用額



注：「2023年度」は、予定額について2023年3月時点（一部、9月時点）で地方公共団体への聞き取り結果をとりまとめたもの。

資料：総務省・林野庁森林利用課調べ。

森林管理プロジェクトのクレジット認証量の推移（累計）



注1：J-VERからの移行を含む。

注2：「森林管理プロジェクト」とは、森林経営活動、植林活動及び再造林活動による温室効果ガスの吸収活動。

資料：林野庁森林利用課作成。



3. 森林保全の動向

(1) 保安林等の管理及び保全

保安林制度等を適切に運用するとともに、盛土等による災害防止に向けた取組を推進

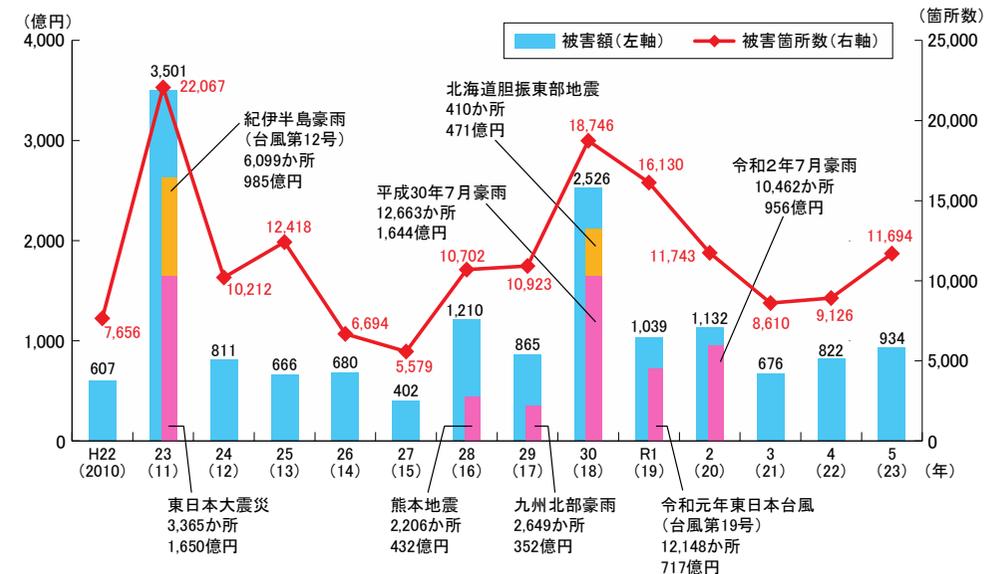
- 公益的機能の発揮が特に要請される森林を保安林に指定し、伐採、転用等を規制。保安林以外の森林が転用される場合は、林地開発許可制度を適切に運用
- 土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）が2023年5月に施行

(2) 山地災害等への対応

早期復旧に向けた迅速な対応を行うとともに、防災・減災、国土強靱化に向けた取組を推進

- 2023年に発生した山地災害等に伴う被害額は、934億円。短時間強雨の増加とともに、線状降水帯の発生等により総降水量が増加し、山地災害が激甚化
- 大規模な被害が発生した地域には、ヘリ等を活用した被害状況調査や林野庁職員の派遣（MAFF-SAT）等の技術的支援及び災害復旧等事業を実施
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（2020年12月閣議決定）等に基づき、治山対策や森林整備を推進
- これらの取組により、森林の維持・造成を通じて森林の機能を維持・向上させ、山地災害等から国民の生命・財産を守ることに寄与

山地災害等に伴う被害の推移



(3) 森林における生物多様性の保全

多様な森林づくり、原始的な森林生態系の保護・管理等を推進し、生物多様性を保全

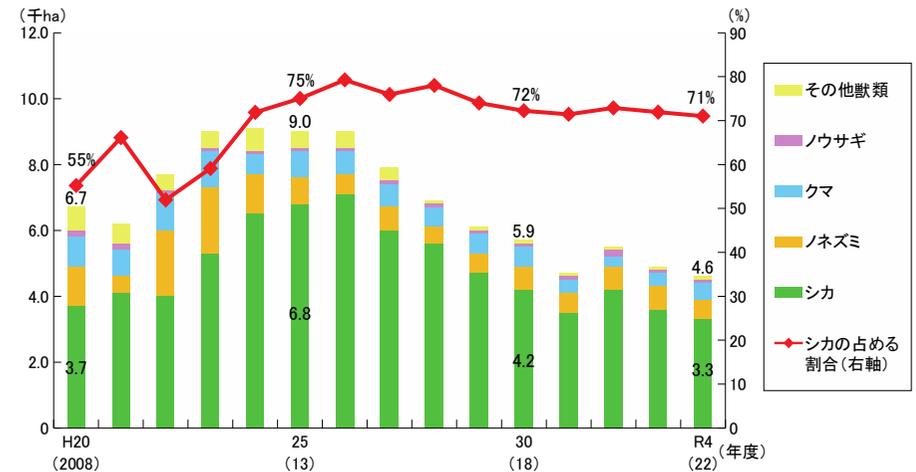
- 針広混交林化、長伐期化等による多様な森林づくり、原始的な森林生態系の保護・管理等を推進し、生物多様性を保全。世界遺産、ユネスコエコパークにおいても森林の適切な保護・管理等を推進
- 生物多様性保全に対する民間企業の関心の高まりを受け、生物多様性保全に資する森林管理のあり方を検討し、林業事業者等向けの「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を2024年3月に取りまとめ

(4) 森林被害対策の推進

野生鳥獣被害や、松くい虫被害、ナラ枯れ被害等への対策を実施

- 野生鳥獣による森林被害は依然として深刻であり、約7割がシカによる被害
- 防護柵の設置等による植栽木の防護、捕獲等の対策を総合的に推進。2022年度は約71.7万頭（前年度比1.1%減）のシカを捕獲したが、2028年度までの半減目標達成に向けて、シカの生息頭数が増えている地域等を中心に捕獲を強化
- 松くい虫被害は、長期的に減少傾向にあるものの、我が国最大の森林病害虫被害であり、抵抗性マツの苗木生産、薬剤等による予防、被害木の伐倒による駆除等を実施
- ナラ枯れ被害は近年、高水準で推移しており、特に守るべき樹木及びその周辺において、粘着剤の塗布やビニールシート被覆による侵入予防、被害木くん蒸による駆除等を実施
- 本州各地でツヤハダゴマダラカミキリの生息が確認され、関係省庁と地方公共団体が監視を強化。2023年9月に特定外来生物に指定されたことから、飼養や運搬の禁止等を周知

主要な野生鳥獣による森林被害面積の推移



注1：数値は、国有林及び民有林の合計で、森林管理局及び都道府県からの報告に基づいて、集計したもの。

注2：森林及び苗畑の被害。

資料：林野庁研究指導課・業務課調べ。



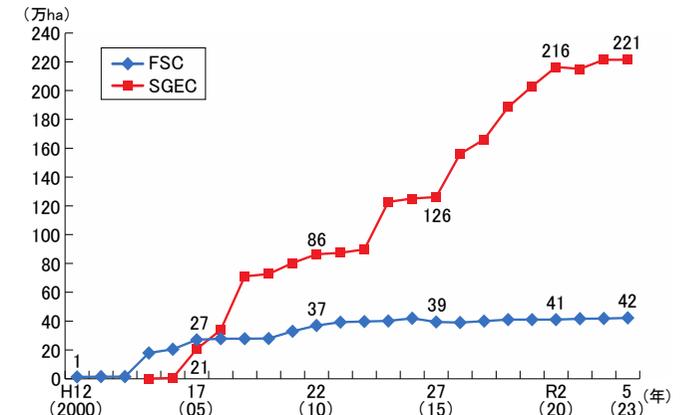
4. 国際的な取組の推進

(1) 持続可能な森林経営の推進

世界の森林面積は依然として減少傾向、我が国は持続可能な森林経営に向けた取組を推進

- 2020年の世界の森林面積は41億ha（陸地面積の31%）で、アフリカ、南米等の熱帯林を中心に依然として減少傾向
- 我が国は、国連森林フォーラム（UNFF）、モントリオール・プロセス等の国際対話に積極的に参画し、持続可能な森林経営に向けた取組を推進
- 持続可能な森林経営がされていることを認証する森林認証は、国際的なFSC認証とPEFC認証、我が国独自のSGEC認証（PEFC認証と相互承認）等が存在。我が国の認証森林の割合は1割程度であり、認証面積は増加傾向

我が国におけるFSC及びSGECの認証面積の推移



資料：FSC及びSGEC/PEFC-Jホームページに基づいて林野庁計画課作成。

(2) 地球温暖化対策と森林

地球温暖化対策計画の目標達成に向け、森林吸収源対策を推進

- 2050年カーボンニュートラル等の実現に向け、地球温暖化対策計画（2021年10月閣議決定）では、2030年度の我が国の温室効果ガス排出削減目標を46%（2013年度総排出量比）、森林吸収量の目標を約2.7%に設定
- この目標の達成に向け、間伐やエリートツリー等も活用した再造林等の森林整備、木材利用の推進等の森林吸収源対策を着実に実施する必要
- 開発途上国の森林減少及び劣化に由来する排出の削減等（REDD+）の取組や、気候変動適応計画（2023年5月閣議決定）等に基づく適応策を推進

我が国の温室効果ガス排出削減と森林吸収量の目標

	地球温暖化対策計画
	2021～2030年
日本の温室効果ガス削減目標	2030年度 46% 更に50%の高みに向けて挑戦を続ける (2013年度) 総排出量比
森林吸収量目標	2030年度 約2.7% (同上比)

注：森林吸収量目標には、間伐等の森林経営活動等が行われている森林の吸収量と、伐採木材製品（HWP）に係る吸収量を計上。

(3) 生物多様性に関する国際的な議論

2030年までの新たな世界目標である「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択

- 2022年に開催されたCOP15の第二部において、2030年までの新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択

「昆明・モンリオール生物多様性枠組」(2022年)における主な森林関係部分の概要

〈目標2〉	劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
〈目標3〉	陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)により保全(30 by 30目標)
〈目標10〉	農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献

(4) 我が国の国際協力

JICAを通じた技術協力や、国際機関を通じたプロジェクトを実施

- JICAを通じた技術協力や、資金協力等の二国間協力、国際機関(FAO、ITTO)を通じたプロジェクトの実施等の多国間協力等により、対象国における持続可能な森林経営や木材利用拡大、合法性・持続可能性が確保された木材等の流通体制の構築、気候変動対策、森林保全、山地災害対策等の推進に貢献

〈事例〉 ケニア乾燥・半乾燥地域における長根苗植林技術の開発

- 国土の80%が乾燥・半乾燥地であるケニアにおいて、公益財団法人国際緑化推進センター(JIFPRO)が林野庁補助事業の下、厳しい乾燥にも耐えられる長根苗の技術開発と普及を実施
- 2022年度から参画したコマツの建設機械により、70戸以上の小規模農家の保有地で長根苗植林活動を通じた技術実証を展開



重機を使った植穴の掘削
(写真提供：JIFPRO)

